

平成17年9月 定例会（第276回）
9月27日

[今井光子議員一般質問](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

- 1 [郵政民営化について](#)
- 2 [介護保険制度の改革について](#)
- 3 [アスベスト対策について](#)
- 4 [原油の高騰について](#)
- 5 [防災について](#)
- 6 [災害時の要援護者対策について](#)

平成17年 9月 定例会（第276回）

平成十七年

第二百七十六回定例奈良県議会会議録 第四号

九月

平成十七年九月二十七日（火曜日）午後一時四分開議

由本知己・北中路子速記

出席議員（四十五名）

一番	欠員	二番	吉田勝亮
三番	井岡正徳	四番	奥山博康
五番	浅川清仁	六番	上村庄三郎
七番	森山賀文	八番	山村幸穂
九番	田中美智子	一〇番	今井光子
一一番	欠員	一二番	山本進章
一三番	中野雅史	一四番	笹尾保博
一五番	神田加津代	一六番	菅野泰功
一七番	上田 悟	一八番	田中惟允
一九番	藤本昭広	二〇番	畠 真夕美
二一番	上松正知	二二番	欠員
二三番	粒谷友示	二四番	荻田義雄
二五番	中辻寿喜	二六番	安井宏一
二七番	丸野智彦	二八番	辻本黎士
二九番	吉川隆志	三〇番	岩城 明
三一番	田尻 匠	三二番	高柳忠夫
三三番	岩田国夫	三四番	国中憲治
三五番	秋本登志嗣	三六番	小泉米造
三七番	飯田 正	三八番	米田忠則
三九番	松井正剛	四〇番	出口武男
四一番	新谷紘一	四二番	小林 喬
四三番	服部恵竜	四四番	山下 力
四五番	山本保幸	四六番	中村 昭
四七番	梶川虔二	四八番	川口正志

議事日程

一、当局に対する一般質問

○議長（秋本登志嗣） これより本日の会議を開きます。

○議長（秋本登志嗣） ただいまより当局に対する一般質問を行います。

順位に従い、十番今井光子議員に発言を許します。――十番今井光子議員。(拍手)

◆十番(今井光子) (登壇) ただいまから一般質問をさせていただきます。

まず、郵政民営化について質問いたします。

郵政民営化を争点だとしながら、小泉首相は、民営化で国民の負担が軽減されるかのような宣伝を繰り返しました。郵政公社には税金が一円も投入されていないのに、民営化すれば公務員を減らせる、また、公社のままなら黒字で収益の半分が国に入るのに、民営化をすると赤字になると国会答弁までしておきながら、民営化になれば、より多くのお金が国に入るかのように平気で国民にうそをつき、審判をさせました。民営化が支持されたとしておりますが、自民、公明の与党に入った得票は、比例が五一%、選挙区四九%と賛否が二分されております。私には、戦争が負けているのに、勝った勝ったと情報を操作して、国民を戦争に駆り立てた時代がまたよみがえってきたのかとさえ思えました。

世論調査でも、「慎重に論議すべき」が五三・四%と過半数です。民営化は国民の要求ではなく、日米財界の要望に基づくものでした。日本共産党は、国民に密着したサービスを守るべきだと、一貫して反対してきました。郵政民営化に関しては、奈良県議会をはじめ県下の四十三自治体で意見書が上がり、中でも民営化反対の意見書は三十四自治体になっております。県議会での意見書では、国民的合意と納得なしに進めることは、民主主義の手續上も大きな問題であるとしています。

県民生活とのかかわりでは、郵便局員が配達中に安否確認を行い、昨年も、けがをしたお年寄りを発見して事なきを得るなど、郵便局は地域住民のライフラインの役割を果たしております。広陵町では、役場の出張所として住民票などの取扱い窓口にもなっております。また、県財政においても、十五年度末で郵貯、簡保の資金約三百億円が、公営住宅、病院事業、下水道事業などの生活に密着した公共事業の借入れに利用されてきました。

そこで知事にお伺いします。奈良県においては、郵便局が三百三十カ所、農協が百二十五カ所、南都銀行が八十九カ所と、郵便局が県民生活になくてはならない存在になっております。野迫川村、上北山村には郵便局しかありません。過疎地の郵便局は高齢世帯の声かけなどを行い、対象世帯は全世帯の七、八割とのこと。郵政民営化により、このような機能が損なわれることが危惧されます。国は、二万四千カ所の郵便局の中で七千カ所の過疎地のネットワークを残すとしておりますが、民営化で郵便、貯金など事業を分ければ赤字になり、その補償はありません。これらについてどのように考えておられるのか、また、国に対して民営化しないように要求すべきと思いますが、いかがでしょうか。

介護保険制度の改革について、福祉部長に質問いたします。

六月二十二日、自公民三党によって介護保険法が改正されました。日本国憲法第二十五条は、生存権の保障を掲げ、国は社会保障の向上及び増進に努めなくてはならないとされています。介護の必要な人はだれでも安心して介護が受けられるように改正されてこそ、憲法第二十五条の向上・増進につながりますが、今回の改正は、国の財源を減らすことを目的に、高齢者の実態を無視して、利用者の負担を一方向的に増す大改悪です。

予防介護導入による軽度者のサービス給付制限、ホテルコストの負担増、地域包括支援センター創設による自治体保健機能の縮小など、高齢者の命も脅かしています。多くは来年四月一日実施ですが、十月一日から、特別養護老人ホームなどの施設の食費、居住費、短期入所の食費、滞在費、通所サービスの食費が保険給付の対象から外され、全額自己負担になります。特別養護老人ホームでは、これまで五万円台の負担だったものが十万円を超えてしまいます。住民税非課税世帯の場合、相部屋で五万六千円が八万一千円に、ユニット型個室で十万円が十二万八千円に、従来型個室で五万六千円が十万四千円に上がります。低所得の高齢者や負担に耐えられない家族は、施設から在宅に戻ることにならざるを得ません。

既に入所をあきらめるケースが出てきています。要介護五で施設入所中で誤飲性肺炎になり、現在入院中の男性は、介護をする妻も病弱ですが、負担がふえれば家で見るといっていいかもしれませんと言われている。在宅では介護力も弱く、共倒れは目に見えています。頼る家族がいない独居老々世帯が増加する中で、行き場のない高齢者が増加すると予想されます。

国は、ホテルコストを取る理由に、在宅と施設の利用者の負担が不公平・不均衡としております。老人保健施設や介護療養型病床は、もともと住む施設ではなく、利用者は、入所施設のホテルコストに加えて、借家の方は家賃、持ち家の方は固定資産税やローンなど二重払いになり、逆に不公平になります。さらに、年金に居住費も食費も含まれると言っておりますが、国民年金の平均が四万六千円で、生活保護基準が独居で九万三千円と比較をしても、最低生活ができる金額になっていないことは明らかです。通所サービスでは、食費の自己負担がふえるために、利用回数を減らすなど利用抑制が起きております。在宅高齢者の栄養状態を悪化させ、通所による外出の機会を奪い、通所でしか入浴できない人は大変です。

十月実施は目前です。関係施設から各サービス事業者に料金改定通知が届きましたのは九月になってからです。料金改定は施設によってすべて異なり、利用者ごとに違います。利用者負担第三段階までの世帯非課税者には一定の低所得者対策がありますが、これも申請に基づくもので、本人や家族がそのことを知らなければ、救済措置があるのにサービスをあきらめることになります。

社会福祉法人の減免では、収入、預貯金、資産、親族の扶養、介護保険料の完納とがすべて満たされて初めて実現されます。世帯全員の収入証明や預金通帳の写しまで提出を求められると聞いております。改正法では、社会福祉法人の減免対象が百五十万円以下と所得基準が緩和されましたが、これは切実な要望が国を動かしたものです。すべての自治体の実態に見合ったように実施するよう、県として指導するべきと思います。社会福祉法人の減免は法人負担をふやすことになります。すべての法人で活用できるよう、今年度廃止した奈良県の独自減免を復活し、拡充すべきと思います。

息子や孫にこれ以上負担はかけられない、共働きでやっと生活しているのに負担が大き過ぎる、家では介護は働いているので困難との声が聞こえてきます。介護保険は介護を社

会で支える制度ではなかったのでしょうか。保険料だけ徴収して理念を投げ出し、家族介護にまた戻そうとしております。まだまだ制度が知らされておられません。自治体は、新たな制度のもとで利用者がどうなるのか説明する責任があります。今回の改定によって施設サービスの利用者の負担がふえることになりませんが、サービスの利用をあきらめる人を出さないために、県としてどのような取り組みを行うのか、お聞かせください。

次に、アスベスト対策について、健康安全局長にお尋ねします。既に質問がされておりますので、重複を避けて質問いたします。

六月の末から七月にかけて、アスベスト製品を製造しておりましたメーカー、クボタ、ニチアスから、製造工場労働者、工場周辺住民に肺がんや中皮腫による死亡事例など深刻な健康被害が出ている実態が相次いで発表されました。工場から飛散されたアスベストの吸引が原因と考えられ、労働者とその家族、住民の不安が広がっております。私の地元の王寺町でも、新聞で、ニチアス王寺工場で従業員三十一人がアスベストによる健康被害で死亡していたと報道され、それを受けて、七月十四日、私も王寺ニチアス周辺の住民の方と懇談させていただきました。工事の最盛期は一九五〇年から七〇年代ごろ、鉄道の引き込み線もあるほどだった、造船のパッキンなどをつくっていると聞いていた、当時会社の中に入ったことがあるが、粉じんで窓ガラスが真っ白になっていたなど、当時の様子を伺うことができました。また、潜伏期間が長いと聞いており、心配、これから長期にわたって検査をしてほしいとの要望が出されました。

八月一日から三日間、働く者の命と健康を守る奈良県センターのアスベスト労災電話相談では、既に企業や奈良労働局、県の相談窓口の対応がされている中にもかかわらず、二十三件の相談が寄せられ、労災申請六件、健康不安九件、病院紹介が二件と、七割以上が健康に関するものでした。日本共産党は、緊急実態調査の実施と調査結果の公表、石綿製品の製造・使用の全面禁止、健康診断と労災認定の抜本見直しを含む被害者救済、学校等に使われている石綿の完全撤去、解体工事における被害発生防止対策など、七項目の緊急申入れを県に対して行いました。

石綿肺がん、中皮腫の症例は、海外では一九六〇年代から、国内でも一九六〇年代末に確認されておりました。石綿による深刻な被害が出てくることを知りながら、石綿の使用禁止措置をおくられたところに政府の重大な責任があります。クボタで明らかになった実態は、基準があっても、石綿のちりがもうもうと立ち込める作業所において、一九七六年まで濃度測定は行われておらず、工場敷地境界の濃度測定は一九八八年まで行われておりませんでした。背景には、企業の利益や要求を優先してきた政府の姿勢があったことは明らかです。ニチアスの資料では、石綿の使用をふやした一九七〇年代から労災認定の死亡が急増し、使用を減らした九〇年代以降も死亡者がふえております。このことは、アスベストの使用がなくなっても、十五年、二十年たつて死者がふえることになり、発病から死亡まで、肺がんで十年以上、中皮腫で三十年から四十年と言われていることに合致します。

私も、十数年前に、広陵町でアスベストの製作所が道路を挟んで工場があり、その真ん中が学童の通学路になっているとして、改善を求めたことがありました。代表者が亡くなり、倒産したりしている企業の元従業員や周辺住民の健康に対する不安が広がっております。とりわけ、奈良県では専門医療機関や専門医も少なく、不十分です。

そこで、健康安全局長に伺います。アスベスト関連企業の元従業員や周辺住民の不安に対し、健康相談、専門治療についてはどのように対応していただけますか。検診費用や治療費については国と企業の責任で実施することを、県から国に働きかけていただくように強く要望いたします。

専門医の試算によれば、建設労働者の石綿肺がんは年間八千人と推定されております。今後、建物の解体など、建設労働者や周辺住民の被害拡大が予測されます。古い建物の解体は二〇二〇年から二〇四〇年がピークと言われております。研究者の発表では、今後四十年間に十万人のアスベスト被害が生まれるとの予測もあります。今後、建物の解体、改修に伴う飛散防止予防対策はますます重要になっています。関係者への飛散防止対策の周知徹底をしていただくように要望しておきたいと思っております。

原油の高騰について、商工労働部長に質問いたします。

九月二十二日、石油情報センターの発表によりますと、ガソリンの店頭価格が全国平均百三十一円となりました。湾岸危機後の一九九一年三月十八日以来、十四年六カ月ぶりの高値です。業界関係者は、アメリカのハリケーン被害を受け、国内の石油製品をアメリカに輸出するというニュースの影響もあり、品薄感が広がり、ガソリン価格が上がりやすくなっていると指摘しています。関連企業に聞きますと、スタンドでは、満タンの指定から、一定量や一定金額の注文に抑えるお客さんもふえてきているとのこと。トラック協会では、昨年四月からことしの七月まで一リットル六十三円から八十三円と二十円も値上がりし、業界全体では一円上がるごとに百八十億円のコスト高になるそうです。この一年でガソリンが一割以上、軽油、重油、灯油が三、四割も高騰しました。

原油の高騰は地域経済に打撃を与えております。私の地元では、石油を原料にするプラスチック業者が、原材料の値上げによって悲鳴を上げております。長年プラスチック一筋で来たある業者は、昨年四月以来原材料が六回も値上げされ、価格へ転嫁できず、元請からは値下げ要請が出され、倒産に追い込まれました。繊維では、染色関係でボイラーをたくために、重油の値上げが大きな負担になっております。企業努力だけでは限界です。これから冬を迎え、暖房など県民生活にも重大な影響をもたらします。大阪では、銭湯が三百六十円から三百九十円に値上げされました。その一方で、中間決算では、石油元売会社だけが予測の二倍近くの利益を上げております。国際的な原油価格高騰が根本にあります。エネルギー確保と安定供給のため、国や県の緊急対策が求められます。

原油高騰が県下の地域経済に打撃を与えておりますが、とりわけ県内の中小企業に与える影響を県としてどのように把握されておられるのか。また、苦しい経営を余儀なくされております中小企業に対してどんな支援を行うのか、お聞かせください。

国に対しては、石油元売会社がユーザー、消費者に利益還元するように働きかけ、便乗値上げがないよう調査・監視すること、また、政府、民間の石油の備蓄を価格高騰を抑えるために機動的に放出し、安定的な供給実施のために方針を確立することを要望していただきたいと思います。

防災について、二点質問いたします。

平成十五年四月、試験湛水によって地すべり現象を生んだ大滝ダムについて、土木部長に質問いたします。

大滝ダムは、伊勢湾台風の後、昭和四十七年、治水ダムとして総工費二百三十億円の計画でスタートいたしました。これまでに三千二百十億円の膨大な費用を投入し、二〇〇二年末を事業完了としていたところ、試験湛水によって白屋地区の地すべりが発生いたしました。我が国ダム史上最大規模のダム地すべりであり、国土交通省はダム湛水試験を中止して、対策に追われました。

白屋地区はもともと地すべり地域であり、地区住民は、ダム計画時から専門家に地質調査など総合的な検証を依頼いたしました。その後、白屋地区の斜面は、二十メートル級と五十メートル級の深さのところに地質的な弱い線があり、ダムに水をためたときに、これがすべり面になって地すべりを引き起こす可能性が指摘されました。ダムにより地すべりは拡大され、防止する方法はないとして、水没地域と同様に地域全体の移転を含めた対策を要求してきました。

一九八〇年三月、国会で辻第一衆議院議員が白屋の地すべりに対して質問したのに対し、十分な対策、長年月に耐え得る工法と答弁されております。当時建設省は、十分な検討もせず、五十メートルのところは問題ないとの判断を示しました。平成十一年の貯水池斜面对策検討分科会で、過去に地すべりの形跡がないとの判断がされております。これはダムを安全に建設できるという正当な理由になるのか。また、ダムを建設してもよいという判断は、だれが、どういう根拠で下したのでしょうか。

二〇〇三年五月にも共産党議員の質問に、白屋地区に対する地すべり対策として、鋼管杭アンカー、盛り土などの工法を実施と、地すべり対策は万全だとしてきました。にもかかわらず、なぜ地すべりが起きたのでしょうか。地すべり直後に国会質問で小泉総理は、今の技術レベルでは地すべりの発生を完全に予知することはできないとされております。国の責任は重大です。

国は、今後、地すべり対策として二百七十億円の事業費の追加と、工期を平成二十一年までに延長をすることを決めました。これで費用は当初計画の十五倍になりました。和歌山県など関係自治体は、これまでたびたびの追加があったが、これ以上は耐えられない、国はみずからの失敗を棚上げにして、一律住民負担を課すべきではないとの意見が上がりましたが、奈良県は、多目的ダム法に基づいて、九十億円の負担を無条件で受け入れました。これは将来県民の水道料金にはね返ってきます。関係者や住民からは、今後の工事で

地すべりが起こらないという保障があるのか、財政負担だけがのしかかり、使えないダムにならないかとの疑問の声が出ております。

国土交通省では、白屋地区を地すべり域と緩み域に分け、現在計画されております地すべり対策は、地すべり域を安定化することを主眼に置いております。大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会の対策案を基本に、コスト削減、工期短縮を目的とした設計施工一括方式により、大成建設が七十八億七千五百万円で落札いたしました。国土交通省は、工事の安全確認も随意契約で財団法人に委託しております。宮城の地震では、PFIで行ったプールの屋根が崩壊して、本来すべき工事が行われていなかったことが明らかになりました。

国土問題研究会大滝ダム地すべり問題自主調査団の研究によれば、白屋地区の背後斜面を高原断層が通っており、そこは必ずしも不動域とは考えられず、地すべり域の動きを抑えても、緩み域や背後の斜面の動きをとめられず、白屋地区の斜面を安定化できない可能性がある」と指摘しております。地すべりの力学的な数字、それを食いとめるためにはどれぐらいの杭やアンカーを必要とするのかを公表してこそ工事への信頼が持てますが、力学的数字は出ておりません。さらに、一九九九年の報告書の地質図にあった高原断層が、二〇〇三年報告資料の地質図から抹消されております。これでは万全の工事であるのかどうか、科学的に判断することができないと専門家は指摘しております。大滝ダムは、高さ百メートル、長さ三百十五メートル、堤体積百三万立方メートル、総貯水量八千四百立方メートルで、諏訪湖よりも大きな貯水量になります。パイオントンダムのようなダム地すべり災害を起こす可能性を秘めております。国土交通省の地すべり域のみを対象とした今の計画で本当に安心できるのかも含め、科学的データの公表を求めることが必要だと考えます。

そこで伺います。県として、国任せではなく、白屋地区の地すべり対策について独自に安全性を確認すべきと思いますが、いかがでしょうか。

住民は仮設住宅で三度目の冬を迎えようとしております。現在、骨材プラント跡が宅地造成され、住民の半数がここに移転し、残りは村外への集団移転と聞いております。これも地すべりが心配されておりますが、移転地の大滝地区の安全性は何よりも優先されなければなりません。斜面の調査が行われていると聞いておりますが、その安全が確認されるのはいつになるのでしょうか、今後の見通しをお聞かせください。

対策工事は、来年の一月から土砂の運搬などを始めると地元の説明されておりますが、いまだに着工されておられません。土砂だけでもかなりの量になり、工事が始まったときの道路の渋滞が心配されておりますが、今後の土砂運搬計画についてお伺いいたします。

最後に、災害時の要援護者対策についてお尋ねいたします。

災害が発生したときに、また避難生活を余儀なくされたとき、高齢者や心身に障害のある方、子どもや妊婦など、特別な配慮と援助が必要です。浜松市は、災害時要援護者として、自分の身を守るために適切な防災行動がとりにくい人、急激な状態の変化に対応が困

難な人、車いす、補聴器などの補装具を必要とする人、生活をする上で薬や医療装置が必要な人、情報のやりとりが困難な人、情報の入手・発信が困難な人、理解や判断ができなかったり時間がかかる人、精神的に不安定になりやすい人、ふだんは生活は支障がなくても、災害時など異常環境に置かれた場合に特別な手助けを必要とする人と説明しております。実際に災害の事前、事後に要援護者をどのように把握するかが大きな課題です。的確に情報をつかむ必要もありますが、同時に、当事者にとってはあまり知られたくない場合もあります。ボランティアが救援に入っても、個人情報の保護を理由に情報提供がなされなかったことも報告されております。全国的には、自主的な事前登録制で、いざというときの援助を自治体をお願いするやり方がとられております。

そこで、総合防災監に伺います。医療、保健、福祉等にかかわっている人が連携して福祉力を防災力に変えていくことが重要と思いますが、個々具体の災害時要援護者対応マニュアルを市町村が作成するに当たり、県としてその指針となるものを示す必要があると思いますが、いかがでしょうか。

阪神大震災では、亡くなった方の八四％が住宅の倒壊による圧死でした。事前の災害予防対策は、逃げ出さなくてもよい住まいとまちづくりが基本です。災害時、自力で身を守ることが困難な高齢者や障害のある方は、避難することも大変ですし、避難先の受入れも大変です。住宅やまちが安全・安心であるためには、建物の耐震診断、耐震補強に対する公的支援が求められております。既存住宅への助成制度が必要です。

県は今年度、耐震診断に補助を出すことで、今年度四百件、二百万円が予算化されました。内訳は一件当たり三万円で、そのうち国が一万円、個人負担が一万円、県と市町村が五千円とその金額が低く、実際には利用する人があまりにも少なく、使えない制度になっております。実際の診断はその三倍以上はかかると聞いております。耐震診断を受けても、その結果、地震が来れば家が倒れると言われても、直すだけのお金がないというのが多くの県民の率直な意見です。県が本気で防災に取り組むかどうかが問われております。静岡県では、住宅の耐震補強はもちろん助成しておりますが、高齢世帯などではなかなか進まず、そのために、木造二階建ての一階に寝ていても、家屋が倒れて身を守ることができる震災ベッドを開発し、その購入費用や家具の固定などにも助成をしております。

そこで土木部長にお伺いいたします。奈良県では住宅にかかわる耐震対策についてどのような取り組みをされておられるのか、お伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。答弁によりましては、自席から再質問させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（秋本登志嗣） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、郵政民営化についてでございます。

これはもう改めて申す必要もございませんが、郵便とか郵貯、あるいは簡保の郵政事業というものは、今までも国民生活に直接かかわるものでございましたし、これまで郵便局

が果たしてきた社会的な役割は大きいものがあると思います。特に、お尋ねの過疎地における郵便局の窓口業務のあり方、この点、私も地域の人間として大切だということを繰り返し申し上げてきましたし、さきの国会においてもこれは重要な論点として議論されてきたところでございます。そうした具体的な点を踏まえて、郵政民営化に関しては国会において十分議論の上結論が出されるべきものと、こういうふうと考えております。民営化しないように意見を出したのかどうかということですが、県としては予定しておりません。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、介護保険制度の改革に伴いまして施設サービスの利用者負担がふえることになるが、県としてどのような取り組みを行うのかということでございます。

今回の介護保険制度の改革におきましては、施設の食費や居住費に係る年金給付と介護保険給付の重複の是正や、在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の観点から、介護保険における給付は介護に要する費用に重点化することとされ、特別養護老人ホーム等の介護保険施設の食費や居住費については保険給付の対象外となり、本年十月から実施されることとなっているところでございます。この結果、新たな利用者負担が生じることとなりましたが、低所得者につきましては、負担が過重とならないよう、所得に応じた低額の負担限度額を設けることにより、低所得者の負担の軽減を図ることとされたところであります。

具体的には、市町村民税非課税の方々につきましては、利用者負担第一段階、第二段階及び第三段階のそれぞれに区分をし、これらの負担段階に応じ、居住費及び食費の負担基準額とそれぞれの負担限度額の差額を保険給付するものであります。これによって、施設入所されている方の約六割、いわゆる特養の場合につきましては、約八割の方々につきましては本軽減措置が講じられる見込みでございます。特に、低所得者層でございます利用者負担の第一段階及び第二段階の方につきましては、十月以降の負担総額は、従前と同程度か、または減額となるとともに、第三段階の所得の低い方につきましては、ユニット型個室の特別養護老人ホームに入所をした場合には負担が困難になる場合もあると考えられることから、これらの方の入所が可能となるように、新たに、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度を拡大して対象とする予定でございます。

いずれにいたしましても、県といたしましては、これらの制度が円滑に運用され、低所得者の方がサービスを利用できないというようなことがないように、市町村、事業者への周知を図るとともに、すべての市町村に対して、利用者一人ひとりに改正の趣旨の周知を図り、手続が遅滞なく行われるよう指導をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 三上健康安全局長。

◎健康安全局長（三上貞昭） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私に対しましては、アスベスト対策、特に関連企業の元従業員や周辺住民の不安に対しまして、健康相談、それから専門治療についての県の対応はということでございます。

アスベスト問題が報道された後、広く県民の不安に対応するために、直ちに、七月十一日に、県におきましては、健康増進課及び各保健所におきまして健康相談窓口を設置いたしました。九月十六日現在は、元従業員や周辺住民を含めて二百七件の健康に関する相談がございました。また、九月五日には、奈良労働局と共同いたしまして、石綿に係る健康相談を奈良県医師会館で実施いたしまして、個別健康相談に元従業員等二十五名が参加いたしております。

なお、情報の提供につきましては、健康増進課のホームページにアスベストの健康相談に関するQ&A、これを掲載するとともに、アスベストを吸い込んだ可能性があって、胸痛などの症状がある方が受診可能な県下の二十四の医療機関をそこで紹介いたしております。また、アスベストに関する相談窓口や受診可能な医療機関を掲載したチラシ、これも作成いたしまして、県政情報提供コーナー二十カ所に配置いたしております。さらに、アスベストに関する検診や診療、相談、こういった業務にかかわる保健医療関係者の資質の向上、これを図るために、九月三十日に従事者講習会を実施する予定でございます。今後ともさらに、元従業員の方や周辺住民の方をはじめ県民の不安に対応するため、情報の提供等に努めていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 奥田商工労働部長。

◎商工労働部長（奥田喜則） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、原油価格高騰の県内経済への影響とその支援策についてでございます。

原油価格の上昇につきましては、県内企業の経済活動や住民生活への影響が懸念されているところでございまして、そんな中、九月二十日に発表されました国の原油価格上昇による中小企業への影響調査によりますと、原油価格の上昇により、約六割の中小企業が収益面で影響を受けており、その約七割がコスト上昇分の価格転嫁が困難な状況となっているとしております。また、県におきましても、県内の主要な産業について、関係団体等に対して聞き取り調査を実施いたしました結果、県と同様に、特にプラスチック製品製造業など原材料の石油依存度が大きい業種や、あるいは運輸業など燃料を多く使用する業種を中心に影響を受けておりまして、厳しい市場競争の中で価格転嫁も困難な状況で、企業収益が圧迫されている状況が見られております。

原油価格の上昇によりまして影響を受けている県内中小企業者への支援につきましては、政府系金融機関、奈良県信用保証協会及び関係商工団体に特別相談窓口が既に設置をされておりまして、深刻な影響を受ける場合にありましては、政府系金融機関によるセーフティネット貸付の利用も可能となっているところでございます。今後も引き続き、原油価格の動向が中小企業者に及ぼす影響につきまして情報収集や実態把握に努め、関係金融

機関とともに密接に連携しながら、県の制度融資の経済変動対策資金や中小企業経営強化資金などを積極的に活用した金融支援を行っていくとともに、今後、国に対しましてもセーフティネット保証制度のさらなる適用拡大も強く働きかけていく所存でございます。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） （登壇）十番今井議員のご質問にお答えいたします。

私には、大滝ダム関係で三問、あと住宅の耐震対策についてご質問がございました。

まず、大滝ダムの白屋地区の地すべり対策についてでございます。

白屋地区の地すべり対策事業につきましては、国において、白屋地区で亀裂現象が発生直後の平成十五年五月に、地すべりや地質等を専門とする学識経験者で構成する大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会が設立され、四回の委員会の検討を経て、同年十二月に、押さえ盛り土等による対策工法が提案されたところでございます。この白屋地区地すべりの対策工法につきましては、検討委員会の場で慎重に検討された結果提案された工法であることから、県といたしましても、安全性には十分配慮されていると理解しているところでございます。

次に、現在行われている斜面調査についてでございます。

現在、国におきまして、白屋地区以外の貯水池斜面の再評価を行うことを目的に、平成十七年三月二十五日に、地すべりや地質を専門とする学識経験者から成る大滝ダム貯水池斜面再評価検討委員会が設置されました。現在、調査の対象とされている五地区の斜面につきまして調査ボーリングが実施されているところでございます。そのうち大滝地区におきましては、おおむね調査ボーリングが完了し、現在、ボーリング試料の整理、取りまとめが行われております。今後、安定解析等終了後、斜面の再評価が実施される予定と聞いております。県といたしましては、国に対し、大滝地区の斜面再評価を最優先に実施するよう強く要望しているところであり、今後も機会あるごとに要望してまいります。

土砂運搬計画につきましてでございます。

現在、国におきまして、地すべり対策工事の詳細設計を実施中でございます。対策工法であります押さえ盛り土に必要な土砂の運搬に関しましては、この詳細設計の中で土取り場、運搬計画などを検討していると聞いております。今後、詳細設計を終えた段階で、国から具体的な内容が県、関係機関、地元住民等に示されるものと考えております。

次に、住宅の耐震対策についてでございます。

住宅の耐震性の向上につきましては、地震防災上重要であると認識しておりますが、住宅の耐震対策は、まず所有者が認識を深め、みずから行うことが基本と考えております。そのため、県としてはこれまで、県民に対する基礎的知識の普及を図るため、例えば、木造住宅耐震改修事例集の作成、県民向けの講演会などを行ってきたところでございます。また、市町村に対する技術的支援、さまざまな情報提供を行うとともに、耐震診断技術者の養成を行ってきたところでもございます。今年度からは、住宅の耐震対策に対する意識

啓発を一層進める観点から、地震防災上重要な地域において県民が木造住宅の耐震診断を実施しようとする場合に、国、市町村と連携して、簡易な耐震診断に対し助成を行うこととしたところでございます。今後とも、耐震診断の普及に努めるとともに、補強部材の展示、家具の転倒防止方法などの具体的な情報提供を行うなど、県民意識を高め、住宅の耐震性の向上に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 黒瀬総合防災監。

◎総合防災監（黒瀬芳紀） 十番今井議員のご質問にお答えいたします。

災害時要援護者対策の指針づくりについてのご質問でございます。

高齢者、障害者などの災害時要援護者支援対策につきましては、国において、本年三月、集中豪雨時等における避難支援の仕組みづくりを中心にまとめられた災害時要援護者の避難支援ガイドラインが示されたところでございます。さらに、本年度は、災害時要援護者の避難対策に関する検討会、名称はまだ仮称でございますけれども、これを設置いたしまして、避難行動後の避難生活の支援等について検討することとされております。

一方、本県におきましては、地域防災計画において、予防段階での災害時要援護者の安全確保や、災害発生時における災害時要援護者の支援について定めているところでございます。本年度は、この地域防災計画がより実効性のあるものとなるよう、個別の項目ごとの具体的な実施計画となる地震防災対策アクションプログラムの策定に取り組んでおります。その取り組みの中で、災害時要援護者支援対策につきましても、福祉部、健康安全局など関係します十の課と学識経験者から成るワーキンググループを設置しまして検討を行っております。例えば、安否確認方法や情報伝達方法、安全な避難誘導の仕組みづくり、避難生活における配慮事項、医療機関との連携・連絡体制、心のケアなどを検討課題としているところでございます。災害時要援護者対応マニュアルの作成に当たっての指針づくりにつきましても、現在このワーキンググループにおいて検討を行っており、国から出されたガイドラインを踏まえるとともに、国の検討会の動向も注視しながら、できるだけ早期に指針を策定することといたしております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） お答えいただきまして、何点かお伺いしたいと思います。

郵政の問題に関しましては、知事にちょっとお伺いしたいと思います。県民の方から郵政の民営化をぜひ国に要望してほしいというような声を、陳情など受けたことがあるかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

それから、介護保険の問題ですが、本当に深刻な影響が出ているということで聞いているわけですが、先ほど部長の答弁では、サービス利用ができない人がないように周知を図るよう手続が行われるように指導しているというふうに言われております。この対象者を自治体が本当につかんでいるかどうかということですが、数字ですね、利用

回数だとか、それで幾らかかったとかいう数字はつかんでいても、個別の対象者まで今つかめるように、なかなかないんじゃないかなというふうに思うんです。その辺ではぜひ実態を、どんなふうになっているのかという実態をつかんでいただきたいというふうに思います。

それから、この利用者の低所得者対策ですけれども、預金通帳の写しまで出せというようなことで、それだったらもういいですというふうに断る人たちが本当に多いということで、国のやっている対策が実際に合わないという問題がございます。百五十万円の社会福祉の減免でも、いろいろな運動の中でできたこととございますので、自治体によっては百五十万円にいかない基準を設けているところもあるというふうに聞いておりますけれども、これについても、ぜひ県として救済をするという立場で各自治体にそれを徹底していただきたいというふうに思います。この点でもう一度お伺いをしたいと思います。

原油の高騰につきましては、ぜひ政府系の融資を使いやすくしていただきたいというふうに、この制度を広く普及していただきたいということを要望しておきたいと思います。

大滝の問題ですが、本当にこれは、第四回の検討会をやったので安全だというふうに部長がお答えになりましたけれども、この検討会のメンバーと、第十一回の貯水池斜面对策検討委員会で、深いすべり面の地すべりが起こらないというふうにこのときで判断されているメンバーと同じだというふうに聞いているわけです。やった人たちが、自分たちがやったように行って、問題があって、またその人たちが検討しているのが本当に安心かということでは、非常に疑問を持っております。そういう意味では、やっぱり奈良県としても、国から言われるままに白紙委任するような状態ではなくて、きちっと本当に安全なのかということをチェックをする必要があるのではないかというふうに思いますが、この点でもう一度お伺いしたいと思います。

災害時の要援護者対策については、本当に切実になっておりますので、今はおつくりいただいているということですが、できるだけ早く実現していただきたいというふうに思います。

○議長（秋本登志嗣） 柿本知事。

◎知事（柿本善也） 再質問でございますが、郵政民営化について、しないようにという要望があったかどうかということですが、これはもう、どなたもが今の時代の話題としていろんな意見をいろんなところで聞いたと思いますので、一々別して、しないように聞いたのをどなたから聞いたというのは、ちょっとありませんが、これだけを別してということはございません。しかし、いろんな意見をいろんな場所で聞いておりますので、特に、民営化しないようにということで事改めて聞いたという記憶はございませんが、これだけの大論議でございますので、いろんな場所でいろんな意見交換がなされておりますし、私もそれなりにやっておりましたので、どうであったかと言われると、どれがどうであったかわかりませんが、これだけ別して聞いたことはない、ということだけお答えしたいと思います。

○議長（秋本登志嗣） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） いわゆる利用者等の負担軽減についてのご質問でございますけれども、具体的には個々それぞれの方々についてお尋ねをしないと、現実的にどうなるのかというのは実態的にわからないだろうというふうには現実思っております。

ただ、先ほどおっしゃいましたいわゆる百五十万円の話でありますけれども、これにつきましては、基本的に、ユニットの個室、あるいはユニット型の準個室についての適用でありますけれども、これは全市町村が百五十万円を実施をするというふうに現在は聞いております。いずれにしても、それぞれ市町村あるいは事業者の皆さん方に、今後ともより趣旨をきっちり徹底をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） 大滝ダムにつきましてでございますが、安全性を県独自で確認すべしということだと思っております。大滝ダム白屋地区亀裂現象対策検討委員会のメンバーにつきましては、日本地すべり学会の顧問、元会長ということで聞いておりますし、日本国内におけるこういう分野の最高の権威の方々がお集まりだというふうに認識しております。この検討結果が十分信用に足りるというふうに考えておるところでございます。

○議長（秋本登志嗣） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） 時間がありませんので、大滝の問題では、そういう権威のある方がやられて、工事を行って、水をためて地すべりが起こったわけですから、次に二度とそういうことがないようにするために、ただ国の言うことをうのみにするのではなくて、きっちと県としても検証するべきだというふうに思います。その点でもう一度土木部長のご意見を伺いたいというふうに思います。

あとは、介護保険につきましては、昨日、国の方に十月実施を中止するようというふうなことを求めているということも申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（秋本登志嗣） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） 地すべり対策について、県としてもということで再々にお尋ねでございますが、いずれにいたしても、地すべりというのは非常に難しいメカニズムで発生するものでございますし、簡単に素人がどうこうできるようなものでもございません。そういう意味で、日本の長年研究されたの方々のご意見というものは尊重すべきだと思っておりますし、この検討委員会のメンバーの方々のご意見というものは尊重すべきだと考えております。

○議長（秋本登志嗣） 次に、十五番神田加津代議員に発言を許します。――十五番神田加津代議員。（拍手）

◆十五番（神田加津代） （登壇）議長のお許しをいただきましたので、早速一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず初めに、私の質問、シリーズものになってしまいました、特別史跡藤原宮跡の活用と整備についてお伺いをいたします。

その一つ、藤原京ルネッサンス事業についてであります。

藤原宮跡をメイン会場としてロマンピア藤原京が開催されてから十年が経過しました。いよいよ今年度からは、三年間にわたり、県が周辺市町村とともに藤原京ルネッサンス事業を展開されています。十年前のロマンピア藤原京を契機として、ムーンライト・イン・藤原京や、平城遷都祭と連携した藤原京から平城京へのウォークイベントなど、藤原京にちなんだイベントも着実に根づいてきました。徐々にではありますが、藤原京の名は、地元住民にも観光客にも定着しつつあるようにも思いますが、まだまだメジャーでないことも現実でございます。橿原市は古来より、交通においても商業においても中南和地域の拠点であります。先人がこの地を都に選んだのも、なるほどという思いがいたします。私は、藤原京を囲む大和三山が本年七月に名勝に指定されたことを契機に、観光面において橿原市や周辺市町村の活性化が図られるべきだと考えております。

そこで観光交流局長にお尋ねします。橿原市や周辺市町村の観光を盛り上げる意味においても、また、五年後の平城遷都一三〇〇年記念事業を盛り上げる意味においても、藤原京ルネッサンス事業の果たす役割は非常に大きいものがあります。現在のところ、事業の進捗状況はいかがでしょうか。そして、今後に向けてどのような展開を考えておられるのか、お伺いします。

次に、藤原宮跡の整備について質問させていただきます。

藤原宮跡は、六九四年から七一〇年の平城遷都まで、持統、文武、元明天皇の三代にわたった宮跡であります。日本初の本格的な都として、大和三山のほぼ中央に造営された一キロメートル四方の宮城（最近の発掘調査によると、約五キロ四方の京域を有し、平城京をしのぐ規模があったと言われております）で、律令国家の確立を目指した天武天皇の遺志を夫人の持統天皇が継ぎ、完成させたものと言われており、昭和二十一年に史跡に、昭和二十七年には特別史跡に指定されております。現在、宮跡は、広々とした草原と言うよりも普通の原っぱになっております。大極殿跡、内裏跡、朝堂院跡、役所跡などが確認され、中央集権的な古代国家の基礎ができた宮として、我が国の古代史において歴史的、学術的に貴重な価値を有する重要な遺跡であります。また、宮殿をはじめとする建物の多くは、七一〇年の平城遷都の際にそのまま移築されたことが確認されており、後の平城京、平安京の建設に大きな影響を及ぼしていることが明らかになっております。さらに、平城京遷都の詔に「四禽図にかない、三山鎮をなす」とあるそうですが、三つの山に囲まれる地を都城造営の好適地とする思想が当時はあったようで、こうしたことから、藤原宮跡を名勝大和三山とともに、周辺計画にも配慮して、適切に後世に受け継いでいかなければならないと考えます。

そこで教育長にお尋ねします。この藤原宮跡の保存と整備は文化庁の直轄事業であると認識しておりますが、県はどのようにかかわって、どのように進めているのか、また、地

元からは史跡地内の道路の拡幅などを要望されていますが、その状況もあわせてお聞かせください。さらに、藤原宮跡については、橿原市は「国営公園」としての整備を期待しています。県はどのようにお考えでしょうか、お答えをお願いします。

次に、介護保険改革についてお聞きしたいと思います。

この十月一日からは、介護保険施設における食費や居住費用が本人負担となり、また、来年四月からは、要支援や要介護一のいわゆる軽度者に対する新予防給付や、小規模多機能型居宅介護に代表される地域密着型サービスが創設されるなど、いよいよ新しい制度がスタートすることになります。現在、国では、こうした改正内容の施行に向け、政省令の策定や介護報酬の改定といった準備作業が急ピッチで進められているとお聞きしておりますが、来年四月実施分については、現時点でもその詳細のほとんどが決定しておらず、憶測と不安だけが介護現場と利用者に広がっていると言っても過言ではないと思います。そこで私は、今回の介護保険改革について、現場で不安の声が聞かれる個々具体的な二点の課題に絞って質問したいと思います。

まず第一点目は、通所介護と通所リハビリテーションの食費についてであります。

今回の改正により、十月一日からは、介護保険施設だけではなく、デイサービスやデイケアの昼食代についても自己負担になります。これまでデイサービスセンターが昼食を提供した場合、食材費として四百円前後実費負担し、さらに、調理する手間などのための食事提供加算（三百九十円）が介護保険から給付されておりました。つまり、利用者は、実費負担の四百円と食事提供加算の割である三十九円、四百三十九円程度の負担であったものが、この十月からは、この食事提供加算分も含め、七百九十円と二倍近くにはね上がるということになります。金銭的に余裕のある方であればよいのですが、これを理由にデイサービスの回数を減らさざるを得ない利用者もおられるということです。

そんな中、先日、日経新聞に、デイサービスについて、これを機に好きなメニューを選べる外食が広がる気配があるといった記事が出ました。時には気分転換でよいかもしれませんが、介護保険制度の趣旨からすれば、外食するとの考え方はおかしいのではないかなと、そういう思いがいたします。利用者のカロリー計算、あるいは食材の問題、そしてまた調理方法など、さまざまな問題があるように思います。県としてはこのような事態をどのように考えておられるのか、低所得者への対応も含め、お聞きしたいと思います。

二点目は、来年四月から制度化される地域包括支援センターについてであります。

この地域包括支援センターは、要支援や要介護一といった軽度の方々に対する新予防給付の介護予防マネジメントや、被保険者からの各種相談を受け付け、必要なサービスにつなぐ相談・支援業務、そして、ケアマネジャーに対する日常的個別指導などを行う地域介護の中核機関として市町村に設置されるものです。こうした業務を実施する人材として、地域包括支援センターには、社会福祉士と保健師、そして、新たな職種としての主任ケアマネジャーの三人の職種を置かなければならないことになっておりますが、現実問題として、こうした人材を確保することは可能なのでしょうか。そこで、県内市町村における地

域包括支援センターの設置見込みについて、現時点での状況をお聞かせ願いたいと思いません。

以上二点につきまして、福祉部長の答弁をお願いいたします。

次に、要望を二点させていただきます。都市計画道路久米見瀬線の整備促進等について、まず一つ目は、都市計画道路久米見瀬線の整備促進についてです。

橿原市の中心部を取り囲む四車線の幹線道路、中和幹線、国道一六五号大和高田バイパス、そしてまた、来年四月には供用を期待される京奈和自動車道などが整備され、八木駅周辺の道路の渋滞緩和の成果が目に見えてあらわれてきたと感じております。しかしながら、橿原市は、近鉄やJRの鉄道が錯綜し、依然として交通渋滞の激しい地域も多く、特に橿原神宮前駅付近の国道一六九号あたりの渋滞は、深刻な問題として残されているところではあります。

都市計画道路久米見瀬線は、近鉄線踏切の渋滞対策として効果の期待されるものですが、現在、橿原市見瀬町の国道一六九号から橿原ニュータウン内を通り、県道見瀬五井線まで供用されておりますが、その先の近鉄南大阪線と橿原神宮境内を抜けて同市久米町の国道一六九号までの区間については未整備の状態です。神宮の境内を抜けるということで難しいとされていたところも多分にありますが、平成十四年一月の朝日新聞では、「計画から三十七年、橿原神宮の理解も得られたので工事も再開される」とありましたが、三年たった現在も具体的な進捗は目に見えていないのが現実でございます。久米寺周辺の県の買収地は、現在、ごみの投棄や違法駐車が続いておらず、地元の方からは、夜間は周辺の飲食店の駐車場でトラブルが絶えないという話も聞いておりますし、また、老朽化した家を建て替えたいと思っておるが、道路の線が入っているため、何とか土木の人が来て説明してほしいと、そんな手紙ももらっているところでもあります。

橿原市と飛鳥を結ぶこの道路については、渋滞解消のみならず、今井町、神武天皇陵、橿原神宮から久米寺、飛鳥までの観光の最短ルートも確保できると考えられます。現在事業化されていないことから、すぐに全線完成とは言いません。せめて完成済みの久米寺南からその先の橿原神宮までの区間については、早期に事業化していただけますよう要望いたします。

二点目は、県道見瀬五井線の近鉄吉野線橿原神宮第一号踏切における歩行空間の確保についてです。

この第一号踏切は、橿原市立畝傍南小学校や畝傍南幼稚園の東側に位置し、百名以上の児童・園児が踏切を渡って毎日登下校をしております。この踏切の南側にはオレンジのラインが二本引かれた歩道部分がありますが、踏切の北側には歩道部分がなく、県道の北側から通学する子どもたちは、自動車の通行に気を使いながら渡っている状況です。県道見瀬五井線のこの区間は、朝の通勤・通学の時間帯は自動車交通量も多く、さらに踏切の閉鎖時間も長いことから、踏切待ちの車両で渋滞することが多く、その間を縫って子どもたちや近隣の一般住民が通行しております。大変危険な状態となっております。橿原市内のほ

かの地域において、JRの踏切が地元要望もあって拡幅されたと聞いている部分もあります。ついては、児童・園児が安全に通学できるよう、また、地域住民が安心して往来できるよう、速やかに関係機関と協議して、踏切の拡幅も含め、安全な歩行空間の実現に努めていただくよう強く要望いたします。

次に、小学校「早期英語教育」推進事業についてお聞きいたします。

日本は、いわゆる島国のため、諸外国との接触が歴史的に少ない中で今に至っております。特に、江戸時代の鎖国政策が長く続き、国際交流が約二百年停滞した歴史的事実は、今日の国際化にすんなりと乗っていけない遠因であるのではと類推しています。好むと好まざるとにかかわらず英語が世界共通語になっている現状の中で、子どもたちが社会の中核を担うとき、英語でしっかりとみずからの意思を伝えられることは当たり前の中になっていることでしょう。私は、これまでも何度となく小学校における早期英語教育について質問し、また、小学校の低学年から英語に親しむ機会をつくるべきと訴えてまいりました。昨年の本会議でも教育長の所信をお伺いしたところでございます。今後は、これまで以上に国際化や情報化が進む中で、世界をつなぐ国際共通語として英語が中心的役割を担うことは明白で、コミュニケーション能力を身につけることは、子どもたちにとっても、また我が国の将来にとっても極めて重要なことと思います。

政府は既に、英語教育の改善を目指し、中学校、高等学校において、話す、聞くなどの実践的コミュニケーション能力の育成に力を注ぎ、平成十八年一月に実施される大学入試センター試験からリスニング検査が取り入れられることになっているようです。また、小学校においても、学習指導要領の改訂に伴い、第三学年から総合的な学習の時間が創設され、その中で英会話学習を導入することが可能となり、小学校での英語活動が全国的な高まりを見せているようです。これらの試みは、英語力の向上に貢献するものとして評価されますが、小学校の一、二年生からの英語教育こそ重要と思われれます。

奈良県が平成十六年度から全国に先駆けて、特別活動の時間などを活用して、小学校低学年から英語になれ親しむことを目的に、小学校「早期英語教育」推進事業を立ち上げ、橿原市立耳成西小学校など十校をモデル校として指定し、さらに今年度は橿原市立白檀南小学校など五校が追加され、合計で十五校で英語教育の研究が進んでいることと思います。今年度新たに指定された白檀南小学校では、スタートして半年後の九月中旬における活動報告をされておりますが、その状況を拝見しますと、英語教育に取り組む理由の一つに、低学年の子どもたちが自分の思いや考えを相手に伝えることができず、言い争いになったり、トラブルが起こったりする場合は頻発するため、英語教育などを通じて、自分の気持ちを素直に伝え、また相手の気持ちも理解することのできるコミュニケーション能力を高めたいとされていました。県立高校から二人のALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーを招き、ネイティブな英語に触れ、英語は楽しいという意識を児童に持たせたいとして、これまでに、一、二年生のクラスに五回、ALTを招き、ゲームをまじえた楽し

い学習活動をした結果、英語は楽しいとの意識を持つ児童がふえたとの報告がなされています。

そこで教育長にお伺いします。一年目は研究モデル校における英語活動も手探りの状態といった側面もあったかと思いますが、二年目を迎え、現在どのような活動が展開されているのか、そして、その活動の中で子どもたちの様子はどうか、また、本事業でこれまでにどのような成果が得られたのか、さらに、その成果を県内の小学校にどのように広めていこうと考えておられるのか、あわせてお尋ねします。

最後に、家庭教育の大切さについてお伺いします。

次の時代を担う子どもたちの健全育成は、国の根本問題であるにもかかわらず、政府も地方も有効な施策を打ち出せないまま今に至っております。青少年を取り巻く環境の劣悪化に歯どめをかけることができず、自己中心的な価値観、人を思いやり、助け合う心の欠落、犯罪の低年齢化などの社会問題を引き起こしているのです。

いつの時代からこのようなことになってしまったのか、検証してみる必要があります。戦後の荒廃から立ち上がり、復興へ向けた涙ぐましい努力の結果、高度成長を果たし、世界の経済大国として先進国の仲間入りを実現したころから、子どもたちの環境が変化し始めたものと思います。住宅建設が進み、工業団地、ゴルフ場の造成が各地で行われるにつれ、里山などの自然の緑が減少し、子どもたちが泥んこになって遊ぶ場所が劇的に少なくなりました。さらに、テレビゲームの出現は、個々の子どもたちにとって刺激的な遊びですが、仲間と遊ぶことで団体の規律や達成感といった重要な要素を学ぶ機会が失われ、今では携帯電話によるメール交換、情報収集が子どもたちの日常生活に大きなウェイトを占めるようになってきました。友達と話す機会は大幅に減り、無表情な子どもたちがいかに多いか、実感としてご理解いただけるものと思います。加えて、少子化の影響で、過保護、過干渉現象が頻発し、目的達成に向けた努力、忍耐力といった日本人独自の感性が喪失しつつあります。

この傾向は恐らく三十年ほど前から起こり始めたものと考えられます。その当時小学生であった子どもたちは、今では三十代後半から四十代前半となり、それぞれ子どもを育てる立場となっているはずです。つまり、二世代がこの豊かで恵まれた環境の中で子ども時代を歩んできたと言えるわけです。子どものころに体験し、経験したことの中身がその後の価値判断の基準になることを思うと、今、社会の中核を担う人たちがどのような思いで子育てをされているのか、非常に気になるところです。

夜泣きする子どもへの対応に困り果て、衝動的に我が子を虐待する親、子育ての悩みを相談する相手もなく、施設へ相談することもなく、子育てノイローゼに陥る母親、悪いことをしても怒ることのできない大人、夜型の生活スタイルに子どもを巻き込み、そのことがもたらす悪影響に気づくことができない大人、子どもの欲しがるとまに物を買って与える大人たち、友達と外で遊ぶより家に閉じこもり、テレビゲームに没頭する子ども、家族そ

れぞれが自分たちの楽しみを追い求め、家族間の会話やふれあう時間を持つとしない家庭、思いつくままに列挙しても、これだけの問題を指摘することができます。

時代を超えて、子どもたちの健やかな成長を実現するための最大の要因は、家庭にあると思います。物質的な豊かさを享受しても、何ごとも便利になって、快適な生活を保障されても、私たちの持つ本来の心、つまり、人間として社会の中で生きていく上で備えておかなければならない価値観は、家族を中心とした、厳しいながらも温かい人間関係を基本に、地域がこぞって子どもたちを育成するシステムがしっかりとできていれば、備わるものと考えます。その意味で家庭教育は極めて重要なものと存じます。

そこで教育長にお伺いします。毎月第三日曜日の「家庭教育・家庭の日」の周知も含め、家庭教育の大切さについてどのような啓発の手だてをしておられるのか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長（秋本登志嗣） 藤井観光交流局長。

◎観光交流局長（藤井賢一） 十五番神田議員のご質問にお答えいたします。

私には、藤原京ルネッサンス事業の進捗状況と今後の展開についてのお尋ねでございます。

飛鳥京から藤原京を経て平城京に至る古代首都変遷の歴史や文化を核として、積極的な情報発信や交流の拡大を進める大和路歴史首都ルネッサンス事業の一環としまして、今年度から三年間にわたり、藤原京ルネッサンスキャンペーンを展開することとしております。四月には、県と橿原市、桜井市、高取町、明日香村及び吉野町などを構成団体とします実行委員会を組織しまして、以後、具体の取り組み内容につきまして検討を加えながら、事業の進捗を図ることとしていただいております。

藤原京に都がありましたのが六九四年から七一〇年までと、わずか十六年の短い期間でございますが、この間に、初めての本格的な都城が形成され、税制、戸籍制度などさまざまな制度が上がるなど、日本の歴史において非常に重要な時期であると考えております。藤原京周辺を舞台としましたイベント等の事業の実施は、共通のテーマを持つ地域が連携することによりまして、それぞれ単独の市町村では演出できない魅力を創出することも可能になるものと期待してございまして、また、平城遷都一三〇〇年記念事業への盛り上がり構築するという役割も担っていると考えております。

本事業は、三年目に当たります平成十九年度にメインイベントを予定しておりますが、今年度と来年度の二年にかけまして、藤原京自体の知名度アップを図りまして、地域の素材の掘り起こしを図るための取り組みを行うこととしてございまして、まず、本年度には、藤原京ルネッサンスの公式ホームページを七月に開設しております。藤原京を代表します女帝、持統天皇にスポットを当てまして、登場に至る歴史的背景ですとか個人の魅力を物語風に紹介するほか、また、地域の最新イベント情報として、例えば、ムーンライトIN

藤原京、また、飛鳥・光の回廊、たかとり街灯りコンサートなど、こういった情報などもあわせて発信をしております。あわせて、九月には年二回発刊の情報誌を発行しております。藤原京誕生までの歴史を紹介するほか、橿原・夢の森フェスティバル、大和さくらい万葉まつり、紅葉の吉野・修行の道体験ウォークなど、こういったこの秋の地域のイベントですとか、また、社寺や史跡などの秋の花の情報、また、あるいは名勝指定された大和三山のビュースポットなども紹介をしております。また、藤原京ゆかりの地をクイズ形式でめぐるウォークラリーを十一月末まで実施することとしております。

なお、現在の自治体の構成団体は、先ほど申しましたように、県及び二市二町一村でございますが、魅力あるテーマを付与して、各地の資源を関連づけるなどによりまして、今後、対象の地域も拡大を予定しております。現在、また、さらにその周辺の市町村にも参画の働きかけを行っているところでございます。いずれにしましても、中南和地域を中心とした地域ごとの盛り上がりを演出しまして、面的な広がりを持たせながら、あるいは地域間の連携も図りながら、再来年のメインイベント、さらには平城遷都一三〇〇年へとつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 矢和多教育長。

◎教育長（矢和多忠一） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えをいたします。

私には三点お尋ねをいただいております。

一点目は、特別史跡藤原宮跡の活用と整備についてのお尋ねでございます。

藤原宮跡は、律令国家体制の確立期に造営をされ、その後の平城宮、平安宮の原型をなす都城跡でございます。考古学的な意味だけでなく、都市の歴史、建築史、土木史等の学術的な観点からも重要な史跡でございます。これまで、県も参画をいたしました特別史跡藤原宮跡保存整備懇談会の検討を踏まえまして、平成十三年に文化庁が特別史跡藤原宮跡整備基本構想を策定されました。現在、藤原宮跡を中心として、かつての条坊跡が展開をし、本年七月に名勝指定されました大和三山及び甘樫丘で囲まれました良好な景観が保全されたエリアを計画の対象とした特別史跡藤原宮跡整備基本計画の作成作業が進められております。

藤原宮跡の整備に当たりましては、県は、文化庁の委嘱を受けまして国有化を進めておりまして、地元精通しておられる橿原市とともに大字ごとの説明会を開き、ご理解をいただいた地権者の方と買収の交渉を進めております。現在、特別史跡指定地の七〇%弱の買収が完了したところでございます。

地元からの要望でございます史跡地内の道路の拡幅につきましては、広大な史跡の利活用や、史跡地内及び周辺に生活する方々の利便性と史跡の保存が両立するように、現在、文化庁と具体的な協議をしているところでございます。また、万葉集に歌われた美しい花の植栽なども、仮整備として協議を求めているところでございます。橿原市の希望しております国営公園化につきましては、県としても、整備手法の一つの選択肢として関係機

関と研究していきたいと考えております。県の教育委員会といたしましては、今後とも、檀原市の協力のもと、地権者の方々のご理解をいただき、公有化をさらに促進するとともに、住民の利便性の確保などに引き続き協力してまいります。

次に、小学校「早期英語教育」推進事業についてのお尋ねでございます。

小学校「早期英語教育」推進事業は、ことしで二年目となり、研究モデル校も新たに五校加わり、現在十五校において研究が進められております。研究モデル校では、ALTやネイティブスピーカーとともに、一・二年生が興味を持つ題材、例えば、動物とか色とか歌などを題材といたしまして、ゲームやロールプレーといった活動を行っております。子どもたちはこの時間を楽しみにしております、生き生きと英語活動に参加しております、各校からは、取り組みの成果として、子どもたちが日常生活の中でも簡単な英語を口にしたり、また、ALT等と積極的にコミュニケーションを図ろうとしたりするなど、子どもたちが英語になれ親しんでいる様子が報告されております。

一方、英語活動が県内の多くの小学校において取り組まれますように、「早期英語教育」推進協議会におきましては、昨年度の研究モデル校における英語活動の具体的な内容をまとめました指導事例集と、小学校における英語活動の目標とか内容、留意事項などを示しました小学校英語教育指導指針を、この六月に各市町村教育委員会や小学校に配布をいたしまして、普及を図っているところでございます。さらに、教員の力量を高めるために、昨年度に引き続きまして、約百六十名の小学校の先生方に対しまして、研究モデル校の研究成果等を取り入れた小学校英語活動研修会を開催いたしました。また、この七月に実施をいたしました本県の教員採用試験におきましては、全校種を対象に初めて英語リスニング検査を導入いたしました。このことは小学校における英語活動を一層普及・充実させることにつながるのではないかと考えております。今後とも、研究モデル校を中心に実践的な研究を深めるとともに、県内小学校への啓発・普及に努めまして、本県の英語教育をより充実したものとしていきたいと考えております。

三点目は、家庭教育の大切さの啓発についてのお尋ねでございます。

県の教育委員会では、多くの県民の方に家庭教育の重要性を認識していただくために、毎月第三曜日を「家庭教育・家庭の日」と設定いたしまして、さまざまな活動に取り組んでおります。これまで、ロゴマークの作成や横断幕の設置のほかに、公募によりまして家庭教育の歌「わが家のマーチ」をつくりました。この歌は、保育所とか幼稚園や小学校をはじめ、幾つかのスーパーでも放送いただいております。また、小学生の合唱団、この歌の合唱団や高校生の吹奏楽部によりましてイベントでの演奏などを通して、家庭教育の啓発に努めておるところでございます。

また、県民総ぐるみで家庭教育の重要性を意識していただく意味で、県内の企業とか、マスコミとか、NPO、県PTAなど十五の団体で家庭教育啓発推進実行委員会を組織いたしまして、家族ふれあいウォークとか、手伝い・あいさつキャンペーンなどを実施いたしております。このほか、とりわけお父さん方に家庭教育に関心を持っていただくための

子育て企業フォーラム等を開催したり、次世代の親となります高校生につきましては、将来の生き方とか家庭の重要性、子どもを生み育てることの喜びを考えるために、高校生自身が作成をいたしましたリーフレットを配布いたしまして、各高等学校のホームルームで活用するとともに、大規模な講座も開催をいたします。こども家庭局とも連携をいたしまして、香芝高校で高校生が地域の乳幼児と直接ふれあうような、そういうスペースと機会を設けたりもしております。さらに、保護者に直接訴える方策ということで、乳幼児を持つ保護者の皆さんには「親学サポートブック」を、また小学三年生のお子さんを持つ保護者には「ならっ子みんなで育てようー家庭教育七か条ー」というリーフレットを配布いたしまして、啓発しているところでございます。

最近、休日に若い夫婦が公園で子どもたちと一緒にいる姿を見るにつけても、徐々に効果が浸透してきているのではないかなと考えておりますが、家庭教育の推進は、県民各世代の意識の高まりが何よりも大切でございます。今後も、こども家庭局や県PTA、社会教育関係団体、企業など県内のさまざまな団体と連携をしながら、啓発推進に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）十五番神田議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、介護保険の改革に絡みまして二点のお尋ねでございます。

まず一点目は、デイサービスとデイケアの昼食代が自己負担になるが、そういったことから外食が広がる気配もある、こういうことをどのように考えているかというお尋ねでございます。

介護保険制度は、国民の老後生活を支えるという制度の一つとして定着をし、サービスの利用も年々増加をしている一方、保険料の上昇をできる限り抑え、持続可能な制度としていくということが重要な課題になっているというところでございます。そこで、本年十月からは、ご質問にもありましたとおり、特別養護老人ホーム等の施設の食費や居住費に係る年金給付と介護保険給付の重複の是正や、在宅と施設の利用者負担の公平性の確保の観点から、介護保険から給付される費用を介護に要する費用に重点化することとされ、施設における居住費用や食費を利用者に負担していただくこととなりました。これにあわせて、デイサービスやデイケアにおける食費につきましても自己負担になるものであり、今回の制度改正の趣旨から考えて、やむを得ないものと考えているところでございます。食費の額の設定につきましては、事業者それぞれの判断に任せられ、最終的には個々の事業者と利用者の契約ということになりますが、食材費や調理コストを見直し、利用者の負担をできるだけ抑えるという事業者もあるなど、さまざまなご努力をいただいているところでございます。

また、お述べの外食につきましては、送迎や付き添い等に係る事業所の人員体制、外出に伴う事故防止、栄養管理等の課題があるものと認識をしておりますが、外食の機会が少

ない高齢者にとっては、楽しみとされる方もあります。また、リハビリの観点からも、一律に禁止されるものではないというふうに考えております。いずれにいたしましても、デイサービス、デイケアの栄養管理等につきましては、来年四月に予定をされております介護報酬の改正におきまして、これをどのように評価するかといったことが、現在、国の審議会でも議論をされているところであります。こうした国の動向を注視しながら、慎重に対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、デイサービスの食費につきましては、社会福祉法人等による利用者負担軽減措置事業におきましては軽減対象となっているところがございますから、低所得者の方々につきましては、本制度の利用をいただけるように勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、二点目でございますが、四月から制度化されますいわゆる地域包括支援センターについての現在の見込みは、あるいは状況はどうかというお尋ねでございます。

来年四月から市町村に設置をされることになっております地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援をするということを目的に、大きく四つの事業を予定しております。一つは、介護予防事業のマネジメント、二つ目は、介護保険外のサービスを含む、高齢者や家族に対する総合的な相談・支援事業、三つ目は、被保険者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護事業、四つ目が、支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援、この四つの事業を地域において一体的に実施をする役割を担う中核拠点として設置をされるものでございます。

したがって、地域包括支援センターの人員体制につきましては、お述べのように、介護予防事業を担当する保健師、相談・支援業務や権利擁護事業を担当する社会福祉士、ケアマネジャーへの支援を担当する主任ケアマネジャーの各専門職種の配置が求められているところでございます。これら三職種の人員配置の問題につきましては、地域における人材確保の実情を踏まえながら一定の経過措置が講じられます。例えば、社会福祉士につきましては、福祉事務所の現業員等の業務経験が五年以上あり、かつ高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に三年以上従事をした経験を有する者等でも可能とされております。また、保健師、主任ケアマネジャーについても、同様の経過措置が設けられたところであります。また、六十五歳以上の第一号被保険者が三千人、いわゆる人口規模にいたしますと約一万五千人程度でございますけれども、これを下回る町村におきましては、単独設置をする場合には、業務に支障が生じない範囲内で他の業務との兼務または非常勤でも可とする取扱いも認められることになり、小規模の市町村におきましても人材確保のめどが立ってきたところでございます。

こうしたことから、今年八月の調査では、県内全市町村では、生活圈域等を勘案の上、約六十カ所程度の地域包括支援センターが設置をされる見込みになっております。今後、各市町村で、平成十八年四月の設置に向けて、運営協議会等の設置など準備が本格化することと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（秋本登志嗣） 十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） 理事者の皆様方には本当に丁寧に答弁をいただきました。そのおかげで、現在の状況、取り組みもおおむね理解をさせていただいたかなと思います。そんな中で、時間もございませんけれども、二、三だけ、ちょっともう一度お願いを申し上げておきたいと思います。

藤原京ルネッサンス、聞かせていただいている中では、本当にすごく素晴らしいイベントになるなという期待感が膨らんでまいりました。ただ、往々にしてこういうのは、大変失礼なんですけど、計画倒れというときもありますので、十分に今のそういう計画を、しっかりといろんな関係市町村と連携をしていただいて、素晴らしいものになるように頑張ってくださいなと思います。

前もこれ、言ったんですけれども、雨天のときが一番大変でしょう。そういうことも考慮に入れて、万が一雨天のときはこういうようにということも配慮していただければ、きっと素晴らしいイベントになると思っております。檀原市もすごく期待を、観光協会の方たちも非常にこれを期待しているところがございますので、よろしくをお願いしたいと思います。頑張ってください。私にやれることは、また私たちもしっかり頑張ります。

そして、整備の方ですが、これも史跡として特別史跡指定されている中で、買収というんですか、土地の買収率は七〇%で、その中の一〇%しか発掘調査ができてないというのが現状でございます。これを聞くと、本当に気の遠くなるような整備期間やなという思いがします。そんな中で、答弁していただいたように、いろんな形、方法も考えて整備していくという答弁を、かいつまんで言うとそういうことをいただいたと思いますので、檀原市も国営公園として、ぜがひでもこの実現に向けて、市長以下、今一生懸命取り組んでおられるところがございます。そんなところで、県の方もまた大きな後押しをお願いしたいなと思っております。発掘調査の普通のこのやり方を待っていると、何十年、私たちが生きている間にはできないような状況だなという思いもしておりますので、いろんな知恵を絞っていただいて、いろんな角度から、一年でも二年でも早く整備ができますように、教育長も、そしてまた、これからは柿本知事にもよろしく後押しをお願いしておきたいと思っております。

それと、要望でございますけれども、これを、本当に大変な、檀原神宮の境内の下を通らなあかんから、いろんなことを考える。普通では考えられへんようなことを考えてまいりますので、なかなか実現できないというところがあるんですけれども、やっぱり買収してほってある部分だけでも、きちっと、不法投棄やそういうことのトラブルが起こらないようにまずは対応してほしいなと、そんなふうに思うところがございます。

そして、英語教育は、私も、本当は参観日があったようなんですけれども、ちょっと日程の調整が合わずに、よう参加しなかったんですけれども、一度白檀南小学校の方へは参観させていただきたいなと思っております。ここに書きました以外にも、保護者の方に聞きますと、大変子どもは楽しんでいっているということでございました。この英語教育、最近は

日本語もきちっとしゃべられへんのに英語教育かというような、そういうご意見もござい
ますけれども、英語を通じて正しい日本語を勉強できるということもありますし、また、
この国語力ということでは、さきの代表質問の中にありました。そのとき教育長も、国語
力ということにしっかりと取り組みを答弁していただいていたので、そのことはもう
今回は質問させていただかずに、英語だけを質問させていただいたようなことです。両方
あわせて一層のご指導をいただきたいと、そんなふうに思います。

また、ほかの点につきましては、私も予算委員会に入らせていただきますので、またそ
のときに聞かせていただきたいと、思います。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（秋本登志嗣）　しばらく休憩します。

△午後二時四十五分休憩

△午後三時六分再開

○副議長（辻本黎士）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二十七番丸野智彦議員に発言を許します。――二十七番丸野智彦議員。（拍手）

◆二十七番（丸野智彦）　（登壇）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまし
て一般質問を行わせていただきます。

質問に入ります前に、少し前置きになりますが、現在の地方を取り巻く状況は、非常に
厳しいものがあります。地方分権という名のもとに仕事の多くは地方におりてきているが、
肝心のお金、財源や権限の多くはいまだに中央に残されており、そのような中で、我
が県の将来の発展に向け、日々ご尽力いただいていることについて、知事に改めて敬意を
申し上げたいと思います。また、先日来の代表質問などへの答弁は、知事の熱意の一端を
お聞かせいただき、私も一県民として力強く思っている次第でございます。

さて、私の本日の質問は、新長期ビジョンをはじめ県政の諸課題、あるいは私の地元大
和高田市にかかわる課題について数点お尋ねいたします。何分この壇上に立つのは、久し
ぶりでございます。初めてのときとまでは言いませんが、いささか緊張もしております。
お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、ご容赦をいただきますようお願い申し上げまし
て、質問に入らせていただきます。

それでは、まず、この六月に素案を公表された、現在策定中の奈良県新長期ビジョンに
ついて知事に伺います。

二〇〇五年四月に発表された経済財政諮問会議の二十一世紀ビジョンに関する専門調査
会が策定した日本二十一世紀ビジョンによれば、これからの日本の方向性として、地方分
権を確立し、地方の一層の自律的な運営を促進する必要があるとされております。これは
全国一律横並びの政策展開ではなく、それぞれの地域が個性や特徴を生かし、知恵を絞っ
て政策を展開し、競い合うという意味での地域間競争が始まることを示しております。そ

の結果、地域ごとでサービスの違いや差が生まれ、それに伴って住民や企業がよりよい地域へ移り住んでいくといった状況が発生すると予想されます。

例えば、朽ち果てそうになった地域の歴史的な建造物である黒壁の商家などを活用し、官民一体となって地域の新たな観光資源である黒壁スクエアとして再興させた滋賀県長浜市などの例や、郷愁を誘うさだまさしの「案山子」の歌詞を送付するなど、ユニークな手法を使って、都市部に住む県出身者の団塊世代に的を絞り、Uターンを促す施策を実施している島根県のような例など、各地でさまざまな意欲的な取り組みが始まっていると聞き及んでおります。今後、こういった取り組みの成果が地域の活力や経済に大きな影響を与えていくと考えられます。

一方で、地域の特性を無視したり、他の地域の取り組みをまねしただけでは、結果としては継続的な発展にはつながらず、かえって負債のみをふやす結果となることは、バブル期に林立した北海道のアルファリゾート・トマムや、宮崎県のシーガイアなどのリゾート施設の多くが破綻したり、計画途中で打ち切られたりしていることから明らかであります。そういった点からも、地域の個性や特徴をしっかりと見定め、取り組みを進めることが大切であります。

奈良県に目を転じますと、三つの世界遺産をはじめ数多くの歴史文化遺産を有しており、まさに日本文化の源流が今も脈々と息づいている様子は、他県に類を見ない魅力であり、特徴と言えます。これらを生かして、一三〇〇年記念事業をはじめとするさまざまな取り組みを行い、奈良をアピールして観光関連産業を活性化することは、大変重要な取り組みであると思います。一方、地域の経営を考えるならば、観光という側面だけでとらえるのではなく、例えば空洞化する商店街に人を呼び戻すために、地域の特徴を生かした新たなサービスや製品をつくり出し、提供するなどして、地域経済の活性化を図ることも大切ではないでしょうか。

そこで知事にお伺いいたします。今検討が進められている新長期ビジョンにおいて、地域の個性や特徴を生かし、どのように収入を得て地域を運営していこうとされているのか、お聞かせください。

次に、介護保険制度の見直しについてお伺いします。

平成十二年四月に介護保険制度が導入されて以来、早くも五年半が経過し、その間、保険者である市町村、サービスを利用する被保険者、サービス提供に当たる事業者が、それぞれの立場でこの制度に対する理解と協力をいただき、比較的安定した制度として運営されてきているように思っています。しかし、制度導入後の介護給付費用の増大や、要支援、要介護一などの比較的軽度な方の増加など、制度を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、国において、制度の持続可能性、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的な視点に置きながら、制度施行後五年の見直しが行われ、それに基づいた介護保険法改正法案が、国会での議論の末、議案修正等を加えながら可決成立いたしました。

今回の制度見直しの中で最大の改正点として、介護保険の基本理念である自立支援という原点に立ち返り、高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぎ、また、要介護状態になっても、状態がそれ以上に悪化しないようにするという介護予防に力点を置いた取り組みが行われることとなっております。このような見直しに至った背景には、現在の介護サービスの利用が、軽度者の状態の改善や悪化の防止に必ずしもつながっていないのではないかという反省から、要支援や要介護一といった軽度の方々に対するサービスより、本人の自立支援に資するよう改善しようとするものであるとのことでもあります。こうした軽度の方々に対しては、平成十八年四月から、新しい予防給付のサービスを創設・提供されることとなっているとのことであり、これまでの提供を受けてきた従来の介護サービスが受けられないのではないかといった不安の声が寄せられているのも事実であります。

そこでお伺いします。今回の制度見直しにより、軽度の方々に提供されることとなる新予防給付のサービスとは一体どのようなものでしょうか。また、県としてこうした新しいサービスをどのように定着させようとしているのでしょうか。この点について福祉部長にお伺いいたします。

続いて、雇用対策についてお伺いいたします。ダイエー大和高田店及び奈良店の閉鎖に伴う従業員の雇用対策についてであります。

産業再生機構の支援を受け、経営再建を目指すダイエーは、全国に展開する二百六十三店舗のうち、最大で五十三店舗を閉鎖する方針を定め、八月三十一日にダイエー大和高田店を閉鎖したのに加え、九月十五日に発表されたところではありますが、奈良店についても十一月二十日をもって閉鎖をされることになりました。ダイエー大和高田店は、オークタウン大和高田の中核店舗として、昭和五十年から三十年にわたり中和地域の商業集積の象徴的な存在でありました。六月二十一日には、大和高田市、大和高田商工会議所、ユニチカオークタウンの三者が、閉店に関する要望を県に行ったと聞いております。また、奈良店については、三条通り商店街における中核店舗として地域に密着して三十四年間営業し、当初のダイエー閉店計画の五十三店舗には含まれていませんでしたが、このたび営業の継続を断念されたのであります。

このような大型流通店舗の相次ぐ閉鎖は、地元には大きな衝撃を与え、地域経済の振興・発展への影響はもとより、雇用情勢への影響も大きなものがあります。ダイエー両店には地元採用のパートタイマー従業員が多数雇用されています。再就職を希望される方に対して、県はどのように再就職支援に取り組まれているのかをお伺いいたします。

続いて、食料・農業問題に関してお尋ねいたします。

ご承知のように、我が国の食料自給率は先進国の中でも最も低く、カロリーベースで食料の六割を海外に依存する世界最大の食料純輸入国となっています。これは、食事の洋風化が進み、パンや肉類の消費がふえる一方、国産の米などの消費が減少するとともに、食肉用の飼料用穀物や食品原料を輸入に頼らざるを得ないからだと認識しております。また、輸入相手国はアメリカや中国、オーストラリアなど少数の特定国に依存しており、相手国

の作柄等の影響を受けやすい状況にあります。しかも、中国、インドでは、経済発展に伴う農地の減少や生活水準の向上に従って食料需要の増大等が予想されています。特に中国は、大豆、小麦等の輸入が急増するなど、二〇〇四年には農産物純輸入国に転じました。世界的な人口増と相まって、中長期的には世界の食料需給が逼迫し、我が国の食料供給基盤を大きく揺るがすのではないかと心配しています。

現在、我が国ではグルメ番組がはんらんし、豊かで多様な食生活を享受していますが、こうした食料事情を知るにつれ、食料需給に不安を感じずにはおられません。輸出国では、穀類等の農産物を石油と同様、戦略物資として位置づけているとも聞き及んでおります。農産物の多くを輸入に頼る我が国にとって、食料自給率の維持・向上は、食料安全保障上の観点からも極めて重要な課題ではないでしょうか。

本県の食料自給率は、カロリーベースで一五％、金額ベースで三〇％であります。都市近郊型の土地条件や高い技術力などを生かした野菜、果樹、茶など園芸作物が主流となっているため、カロリーベースでは低く出るようであります。こうした中、私は、食料自給率を維持・向上させるためには、食料消費と農業生産の両面にわたる取り組みが必要であると考えています。

去る七月十五日、食育基本法が施行されましたが、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育の推進は、国民の健全な食生活に資するとともに、生産者と消費者の距離を近づけることで、農林漁業の活性化や食料自給率の向上にもつながるものであり、食料消費の面からの大きな運動展開であろうと考えております。一方、農業生産の面からは、消費者や実需者のニーズに応じた生産、流通や消費をきっちりと見据えた生産に転換する必要があると考えます。漫然と以前から栽培していたものを、ただつくるというだけでは需要拡大は望めないと考えます。

私の住む大和高田市は、都市近郊型の農業地帯で、とりわけ、シロナやホウレンソウ、コマツナ、ネギなど地域の特性を生かした生鮮野菜の産地となっております。生産現場の周辺には住宅地が広がり、立地条件を生かして地産地消が古くから行われ、生産者と消費者がお互いの顔と顔が見える関係を大切に育ててきております。その成果のあらわれか、全国的に問題となっている遊休農地の発生も、県下十一市の中で最も少ない状況となっております。また、昨年十二月には、特区制度を活用して、農地取得の下限面積を五十アールから二十アールに緩和したところで、既に数名の方がこの制度を活用して新規就農したとも聞いております。定年帰農やニート対策の一助につながるものと期待しています。国では、農業の担い手を絞り込み、規模拡大や法人化に力を入れているようですが、地元の大和高田市の農業の実態をつぶさに見ておりますと、多様な生産者と消費者が一緒になって農業・農村を盛り立て、活性化させることが非常に有効であると感じております。

こうしたことから、私は、地域で生産した農畜産物を地元で消費する地産地消や食育の推進を図ることが、農業の振興、ひいては食料自給率の向上にもつながると考えますが、県の考えはどうか。農林部長にお伺いします。

次に、大和高田市域の道路整備について、土木部長にお伺いします。

昨年三月、南阪奈道路、京奈和自動車道の橿原市域の一部が供用され、大和高田市及び周辺の交通状況は改善されてきたと実感しているところであります。さらに、今年度には京奈和自動車道の和・御所道路の大和区間の一部が部分供用、五條道路が暫定供用される予定であると聞いております。「なら・半日交通圏道路網構想」がその実現に向け、着実に進んできていると考えているところであります。

しかしながら、大和高田市域の南北の幹線道路である一般国道二四号、県道大和高田斑鳩線には、朝夕のラッシュ時を中心として自動車交通が集中し、円滑な交通の流れが確保されていない状況にあります。そのため、一般国道二四号の利用を避け、東側の市道である葛城川堤防道路に迂回して南北移動する自動車が多く入り込んでいるのが実情であります。しかし、この道路は幅員の狭い箇所もあり、安全に走行できる状況ではありません。本来であれば、葛城川堤防道路の東側に平行する県道大和高田御所線がその役割を担うこととなりますが、この道路も幅員が狭く、自動車がスムーズにすれ違いできず、歩行者等もふくそうすることから、一方通行規制がなされている区間もあるなど、安全で円滑な交通の流れが確保できていないのが現状であります。しかし、沿道は住宅が密集し、現道を拡幅するのは困難な状態にあります。そのため、この県道の代替機能として、葛城川堤防道路を拡幅し、周辺地域の交通環境の改善を図ってはどうかと考えているところであります。河川堤防を利用することにより、補償物件も少なく、経済的で効率的な道路整備が可能だと考えるところであります。そこで土木部長のご所見をお伺いします。

次に、高田川改修の現在までの進捗状況と今後の取り組みについてお伺いいたします。

昨年は台風が十個も日本に上陸し、全国各地で大きな被害が発生しました。ことしは台風の発生も例年に比べて少なく、安心しておりましたが、九月五日から七日に超大型の台風十四号が上陸し、九州をはじめ日本各地に大きな被害をもたらしました。もし仮に少し進路がずれていた場合には、奈良県でも大きな被害が発生したのではないかと考えております。

大和高田市には堤防が築かれた河川が多く、短時間での局地的な豪雨により、河川の水位が住宅地、耕作地、道路などより高くなる区間が多いため、浸水被害が多発しているところであります。去る八月十八日には、河川が影響したものではないと思いますが、市内で六十三戸が床下浸水する被害が発生したところであります。大和川流域の浸水被害を解消するために、県及び流域市町村などにおいて、地域の保水能力を高める対策と河川改修をあわせて実施する総合治水対策を進めておられます。大和高田市に降った雨の大半が最終的に流れ込む高田川においては、下流から順次整備が進められ、現在、広陵町大塚地内の中和幹線と交差する付近まで整備が完了しています。しかし、残念ながら、大和高田市における浸水は解消とまでは至っていないように思えます。

このような状況にあって、日本各地で最近頻発している局地的な豪雨がこの地域で発生した場合には、大きな被害となるのではないかと、私は大変危惧しており、浸水に対する

住民の不安を解消するためには、一日も早い高田川の整備が不可欠と考えております。そこで、高田川において、現在の事業区間の進捗状況と今後の取り組みについて、土木部長にお伺いします。

以上、六点にわたり質問をいたしました。知事はじめ理事者の皆様には希望の持てるご答弁をいただきますようお願い申し上げまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

○副議長(辻本黎士) 柿本知事。

◎知事(柿本善也) (登壇) 二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

私に対する質問は、新長期ビジョンに関する質問でございます。

お答えの前に、私にお褒めの言葉をいただきました。恐縮に存じますが、御礼を申し上げておきたいと思っております。

さて、ご質問の趣旨は、新長期ビジョンに関連して、どのような時代に合った地域経営をしていこうとしているのかと、こういうお尋ねでございます。

これから、新しい意味で、地方の時代という時代が来るように言われております。全国的な共通の問題としては、少子・高齢化や人口減少の始まりなど大きな課題が山積している中でございますが、その中で地方の立場といたしましては、地域がその個性を的確に把握し、それに基づく独自性を発揮した発想を持ち、さらに、それを生かして、みずから考え、行動することが今までにも増して求められてくる時代になると、さように認識している次第でございます。

現在策定中の新長期ビジョンの素案におきましても、このような観点から、奈良の個性を三つに焦点を絞っている次第でございます。ご質問にもございましたが、一つ目は、世界遺産などに代表される歴史の奈良という側面、二つ目は、ゆとりのある住みやすい住まいの奈良という側面、三つ目は、家庭や社会のきずななどのいわゆる共生の奈良という側面、この三つでございます。これらを活用しながら、基本目標といたしております「世界に光る奈良県づくり」を目指してまいりたいと、さように考えている次第でございます。

もとより、経済面からも奈良にふさわしい活力を維持・増進させようという、特に、ご指摘の地域の経営の視点も必要不可欠だと考えている次第でございます。そうした方策として、例えば観光を例にとりますと、その持続的発展を図ることによりまして、交流人口の増加や地域の活性化に寄与する面があると考えている次第でございます。新長期ビジョンの素案におきましては、そうした経済的な波及効果を視野に入れながら、特に、宿泊数とか外国人来訪者の増加を目標として位置づけているところでございます。この目標を主題といたしまして、今後は、宿泊施設の再生、あるいは参加型観光、広域観光の推進、食や買物の充実などの施策を積極的に進めてまいりたいと、こういうふうな構成になっております。

他方、個々の地方に適した産業の育成とか活性化なども重要でございます。県全体の話になりますが、新規開業事業所数を目標に設定いたしまして、その際には、新エネルギー

とか健康・福祉に関する産業の育成、あるいは、そうした新たな起業に対する支援、研究所や企業立地の促進など、地域の人材と資源を生かして、未来社会を見据えた新しい産業づくりを進めることと考えている次第でございます。また、農林業につきましても、戦略的な作目の生産額とか木材産出額を目標として掲げまして、地域の特性に応じた農林業経営の高度化とか高付加価値化を目指したいと、こういう方向を提示しているところでございます。

その他、今後のゆとりある質の高い暮らしとか、にぎわいのあるまちづくりを進める観点から、例えば、ビジョンでは、「えきまえ」通りの通行者の数などを目標にも掲げている点もでございます。この中で、ご質問の例として指摘されました、空洞化する商店街に人を呼び戻すためにという観点がございました。商店街が周辺の住民等に何を提供し、どんな特徴を発揮できるかと、こういうことをやっぱり見きわめていく努力が必要かと思えます。そして、その上に立って、協働してでも、それらに必要な情報化を図るとか、人々の注目を集められるような地域的な工夫や努力が大切であると考えておりまして、そういうような工夫、努力の上に立っていろんな支援活動をしてまいりたいと考えております。

ご指摘の地域の経営という観点からいたしますと、長期的な視野に立ちながら、こうした奈良が持つ個性を十分に生かした地域経営を目指すことが大切でございますが、そのためには、もう一つ、住民、NPOとか企業とか行政など、各種の当事者ができるだけ一体となって地域での活発な活動を進めていく、それと同時に、それによって育成された人材というものを地域にしっかりと根づかせていく、あるいは生み出された資力等をさらに地域で循環、増幅させていく、こういう観点も不可欠であろうかと思えます。そういうような考え方のもとにビジョン案の作成を今進めておるわけでございますが、これにあわせまして、当面五年間の実施計画の策定も取り組んでおりまして、その案を十一月ごろに示しまして、県民の皆様方のパブリックコメントもいただくと、こういう手順で作業を進めてまいりたいと思えます。そうした中で、ご指摘の点についても十分生かしてまいりたいと思うので、ご理解賜りたいと思えます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 上森福祉部長。

◎福祉部長（上森健廣） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しましては、介護保険制度の見直しにかかわりまして、新予防給付のサービスとはどのようなものなのか、また、どのように定着させようとしているのかというお尋ねでございます。

今回の制度見直しによります新予防給付の対象者となる要支援や要介護一といった軽度の方々は、本年六月末現在で、要支援の方が八千人余、また、要介護一の方が一万六千九百人余、平成十二年度の介護保険の施行当初に比べますと、要支援で約三・八倍、要介護一で約三・六倍となっております。さらに、要介護認定者、これは六月末現在で四万八千

人余でございますが、この中に占める割合も五一・九%と、過半数を超える状況でございます。

これら軽度の方々は、身体を動かさなくなる、あるいは外出の機会が減るなど、生活が不活発になって心身の機能が低下するという、いわゆる廃用症候群の方々が多いと言われています。しかし、こうした方々は、早期から予防とリハビリテーションを行うことで生活機能が改善する可能性が高いにもかかわらず、年だから仕方がないといって活動しない方も多く、生活機能の改善に向け、本人の意欲を高めていくことが重要であると考えられているところでございます。今回の制度改正では、こうした観点で、軽度者の方々に対するサービスを、より本人の自立支援に資するよう改善を図るため、新予防給付が創設されるに至ったことは、お述べのとおりでございます。

この新予防給付のサービスは、従来から提供されているホームヘルプサービスやデイサービスなどのサービスを再評価、あるいは見直し、例えば、ホームヘルプサービスでは、本人にできることはできる限り本人が行うことを基本に、軽度な方の特性に合った、より自立度を高めるサービスへと転換が図られるとともに、デイサービスでは、介護予防効果が科学的に裏づけられた筋力向上や栄養改善、口腔ケアなどの新たなサービスが導入される予定でございます。

なお、この新しいサービスに係る運営基準や介護報酬などにつきましては、現在、国の審議会で議論が行われているところであります。また、新予防給付の対象者を選定する新たな要介護認定につきましては、本年十一月に全国一斉にモデル事業が実施をされることとなっております。これらの結果を踏まえ、今後、詳細な内容が示されるものと考えているところでございます。いずれにいたしましても、県といたしましては、事業者に混乱を来さないよう制度周知に努めるとともに、保険者である市町村との連携を強化し、適切な運営に向けた支援を行いながら、この新しいサービスが県民の間に定着するよう取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 奥田商工労働部長。

◎商工労働部長（奥田喜則） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えをいたします。

ダイエー大和高田店及び奈良店閉鎖に伴う従業員の雇用対策についてのご質問でございます。

八月三十一日のダイエー大和高田店の店舗閉鎖に伴う雇用対策につきましては、六月二十一日に大和高田市、大和高田商工会議所、株式会社ユニチカオークタウンからの要望を受けまして、六月二十四日にダイエー大和高田店、ユニチカオークタウンを訪問いたしまして、従業員の状況、雇用方策等について情報収集を実施したところでございます。また、七月十二日には、奈良労働局と雇用対策連絡調整会議を開催して、大和高田公共職業安定所と役割分担を行いながら、県の高田しごとiセンターに相談窓口を設けまして、就職情報の提供、キャリアコンサルタントや職業相談員によります就職相談の実施、パソコン講

習会、医療事務講習会などの諸事業を重点的に実施することとし、七月二十日には、ダイエー大和高田店、大和高田市商工振興室、商工会議所等の地元関係機関を訪問いたしまして、この支援策についての説明を行ったところであります。

大和高田店では、九月五日に一斉解雇が行われましたけれども、従業員の方々に混乱はなかったと聞き及んでおります。現在、後継店舗の誘致作業が進められておりまして、これが決定・公表を見守っているところでございます。今後、速やかに後継店舗を含めての求人説明会が開催できますよう、今、関係団体と諸準備を進めているところでございます。また、奈良店につきましては、閉鎖の発表があった翌日の九月十六日に奈良店を訪問いたしまして、情報収集を行ったところでございます。ダイエーの発表によりますと、近隣の大規模流通店舗への再就職あっせんを具体的に進めているところであると聞き及んでおりまして、今後とも、よく連携をしながら就職あっせんを進めていきたいというふうを考えております。いずれにいたしましても、県といたしましては、県の奈良ごとセンターに相談窓口を設けまして、関係機関と連携・協力しながら、大和高田店と同様の支援対策を進めてまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 林農林部長。

◎農林部長（林洋） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

私には、地産地消や食育の推進が、農業の振興、食料自給の向上にもつながると考えるが、どうかということでございます。

食料の消費県である一方で、柿やお茶、軟弱野菜などの生産県である本県では、地域特性を生かし、食と農の共生の視点に立って、地産地消や食育など、生産、流通、消費が一体となった取り組みを進めることが大変重要であり、こうしたことが食料自給の向上にもつながるものと認識しております。

このため、県では、直売所、主なもので現在県下に九十カ所余りとなっておりますが、これの開設、運営、ネットワーク化等への支援とか、大和牛や大和野菜など奈良特産品の拡充やフェアの開催等によるPR、また、朝どり野菜等のコンテナ流通の推進や量販店での地場産コーナーの設置など、流通・販売ルートの充実強化、トレーサビリティやJAS有機認証などの安全・安心づくり、さらに農業体験学習やごはん食セミナーなど子どもたちへの食農教育の実施、及び学校給食への米や柿など県産食材の提供などの取り組みを積極的に行っているところであります。さらに、昨年八月に設立した「なら食と農の県民会議」のもとで食と農のサポートリーダーを募集しまして、現在百二十一名の個人、団体が登録されておりますけれども、食育の推進や健康づくりを視野に入れた県民参加の運動展開にも着手しているところであります。

こうした取り組みによりまして、主な生鮮野菜、ハウレンソウ、アオネギなど十一品目の県内自給率は、平成九年の八九%から、平成十六年、昨年には一〇八%に上昇を見ております。今後とも、関係機関との連携や県民の方々の幅広い参画のもとに、地産地消や食

育の取り組みを積極的に進めまして、計画的・戦略的に農畜産物の自給力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 木谷土木部長。

◎土木部長（木谷信之） （登壇）二十七番丸野議員のご質問にお答えいたします。

まず第一点目の、大和高田市域の道路整備についてでございます。

大和高田市域の南北の幹線道路につきましては、国道二四号に集中する交通を分散させるため、京奈和自動車道大和・御所道路の御所区間の整備が急務であると考えております。しかしながら、京奈和自動車道と国道二四号は東西に二キロメートル以上離れておりまして、その間には県道大和高田御所線があるものの、未改良であるため、この地域の交通を処理する南北の補助幹線道路が必要であると認識しております。今後、京奈和自動車道の整備とともにアクセス道路の整備も必要であり、ご提案の堤防道路の活用も含めまして、この地域の道路網のあり方、整備の優先順位について、関係機関と調整を図りながら検討を行っていきたいと考えております。

次に、高田川の改修についてでございます。

高田川流域は、ご指摘のように、たび重なる浸水被害をこうむっておりますことから、河川を改修するだけでなく、流域内の市町と協力して、雨水を一時的に蓄える流域対策とをあわせて推進しているところでございます。高田市内の流域対策といたしましては、学校のグラウンドやため池などを活用して十カ所の貯留施設を設置し、計画の約七割が完了しているところでございます。

高田川の改修につきましては、十年に一回程度の降雨に対しても安全に洪水を流すことを目標に事業を進めておりまして、現在までに、曾我川との合流点から広陵町の中和幹線、新そらつ橋までの約六・一キロメートルの区間が完了しております。今年度は、その上流におきまして、浸水被害を軽減するため、河床を切り下げる事業を実施することといたしております。今後とも、引き続き、高田川流域の浸水被害の軽減を図るため、築山地区の雨水・排水路の合流点付近の市道の橋、中の橋までの区間を、周辺の住民や関係機関などのご協力を得て、事業推進を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。

○副議長（辻本黎士） 二十七番丸野智彦議員。

◆二十七番（丸野智彦） 知事はじめ各部長、ご答弁いただきました。希望の持てるご答弁であったかなと、私なりに感じているところでございます。少し時間が残っておりますので、知事さんに要望と、農林部長に若干の質問をさせていただきたいと思っております。

これから地方自治体も、地方分権が進んでいくと、企業の誘致合戦等々と新聞、テレビ等々で放映されておりました、県も会社経営と同じような状況になってしまうのではないかなと、私なりに感じているところでございます。それは、やっぱり財源、収入を求めて

いかなければ、なかなか運営ができないという状況にもなっていくのではないかと思います。

そういった意味では、先ほどからお答えいただきましたように、まず、観光立県として、お客さんに来てもらい、それで収入を得ようという、また、新しい事業所を設けていこうという思いを持って答弁していただいているわけではありますが、私としましては、よく言われているように、奈良県へ観光で来られた方は、泊まらずに素通りするということがよく言われていることではありますが、私の思いとしては、そういった人を泊めるための方策はいろいろ考えていただいておりますが、思い切って、国に働きかけるなりなんなりをしまして、国際会議を開けるような、こういった施設を誘致する、それに併設してホテルに来てもらうとか、そういった思い切った大胆な考え方を持ってもらえないかなという思いがあるわけでございます。

これは、遷都一三〇〇年を今進められているわけでありましてけれども、これを契機に県全体の活性化に取り組んで進んでいただきたいわけでありまして、そういった意味で、今後、トップリーダー、社長として、今後奈良県で安心して豊かに暮らしていくために、思い切った大胆な発想を持って、全国の注目を集めるような、そんな施策を打ち出していただければなど、これは、私が日ごろこの思いを持っております、そういった一端でございますので、知事への要望ということで、よろしく願いをしておきたいと思っております。

農林部長、ちょっと時間がなくなりましたので、今度決算委員会に私、入らせていただいておりますので、そこでまた質問させていただきたいと思っておりますので、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（辻本黎士） 二十三番粒谷友示議員。

◆二十三番（粒谷友示） 本日はこれをもって散会されんことの動議を提出します。

○副議長（辻本黎士） お諮りします。

二十三番粒谷友示議員のただいまの動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

それでは、さように決し、明九月二十八日の日程は当局に対する一般質問とすることとし、本日はこれをもって散会します。

△午後三時五十八分散会